

## 社会福祉法人様似町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人様似町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等の報酬の支給方法については、本会職員給与規程を準用する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しない。ただし、別に定める規程により費用を弁償することができる。

### (常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

- 2 常勤役員等の報酬の支給方法については、本会職員給与規程を準用する。
- 3 常勤役員等が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 4 費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法は、本会役員等の費用弁償支給規程を準用する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程（平成22年4月1日）は、廃止する。
- 3 会長の報酬及び費用弁償に関する規程（平成27年4月1日）は、廃止する。

別表1

常勤役員等の報酬

職 名	支給方法	金 額	備 考
会 長	月 額	30,000	
常務理事	月 額	250,000	(業務執行理事)